

生活改善 みんなの理解と協力で

川西地区生活改善委員会では、令和3年度生活改善申し合わせ事項について協議し、次のようになりました。お互いに、お付き合いしやすい心ふれあう地域づくりをめざして、この申し合わせ事項が守られますよう、ご理解とご協力そして実践をお願いします。

令和3年度申し合わせ事項

結婚改善について

- 1 新郎・新婦をはじめその関係者は、結婚式や披露宴のあり方を考え、華美にならないよう配慮しましょう。
- 2 招待する客の範囲は、本人を中心に考えましょう。

葬儀改善について

- 1 葬儀を行う場合、喪主は伍長（隣組長）に連絡し、伍長（隣組長）は生活改善委員に連絡して打ち合わせをしましょう。
- 2 葬儀の手伝いは隣組とし、その他特別に手伝いを必要とする場合は、生活改善委員に相談しましょう。
- 3 葬儀委員長は、原則として隣組から出しましょう。
- 4 香典は、川西地区内は1,000円以内（親戚・団体・会社は除く）とし、香典へのお返しはやめましょう。初七日・新盆も同様とします。
- 5 花輪・供え物は自粛しましょう。
- 6 葬儀実施に当たっては、有線放送により葬儀改善の趣旨を地域や会葬者に知らせましょう。土・日曜日・祝祭日はページング放送を使用してください。ただし、川西有線から上田有線（小泉地区）、上田有線（小泉地区）から川西有線へのページング放送はできません。
- 7 忌中法事は、できるだけ近親者のみとしましょう。隣組の場合は、1戸1人とし、お返しは自粛しましょう。料理は簡素にしましょう。
- 8 各自治会単位に、生活改善委員を置きます。生活改善委員は、喪主と相談し、この申し合わせが実行されるように努めましょう。

病気・出産見舞・諸事祝い事

- 1 病気見舞・出産見舞は、1,000円以内とし、お返しはやめましょう。
- 2 病気見舞等は、病人や家族の負担にならないよう配慮し、できるだけ自粛する様に心掛けましょう。
- 3 諸事祝い事は、1,000円以内とし、お返しはやめましょう。

その他の生活改善

- 1 あいさつ運動を広め、青少年とのふれあいを深めましょう。
- 2 「飲酒運転は絶対にしない、させない」ことを徹底しましょう。
- 3 喫煙する場合は、決められたマナーを守りましょう。

付記 この申し合わせは、令和3年4月1日から実施します。

川西地区生活改善委員会・川西公民館

今年から本紙「ひろば」に掲載し回覧でのお知らせとなりました。川西公民館にも配置していますのでご家庭等で必要な場合はご自由にお持ちください。